

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第 8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 9号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定について
- 6 議案第13号 山ノ内町有線放送電話事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 7 議案第14号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第17号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第18号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算
- 15 議案第22号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 16 議案第23号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 17 議案第24号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 18 議案第25号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 19 議案第26号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 20 議案第27号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算
- 21 陳情第 1号 「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」採択を求める陳情書
- 22 陳情第 2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情
- 23 発委第 1号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出について
- 24 発委第 2号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 発委第 3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議する決議について

- 26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 28 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 29 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

1番	塚田一男君	7番	高田佳久君
2番	湯本るり子君	8番	渡辺正男君
3番	白鳥金次君	9番	山本光俊君
4番	山本岩雄君	11番	小林克彦君
5番	湯本晴彦君	12番	徳竹栄子君
6番	布施谷裕泉君	13番	高山祐一君

○ 欠席議員次のとおり（1名）

10番 西宗亮君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 小林元広 議事係長 田村英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	増田隆志君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	山本和幸君
教育次長	宮崎弘之君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	町田昭彦君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(高山祐一君) 本日は、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12人です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

10番 西宗亮君から、欠席の旨届出がありました。

議長(高山祐一君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、3月16日の議会運営委員会に、議会側から10件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

- 1 議案第 8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 9号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定について
- 6 議案第13号 山ノ内町有線放送電話事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 7 議案第14号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第17号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第18号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長(高山祐一君) 議事に入ります。

日程第1 議案第8号から日程第11 議案第18号までの11議案を一括上程し、議題とします。議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長小林元広君議題を朗読する。)

議長(高山祐一君) ただいまの11議案につきましては、去る3月7日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長（湯本晴彦君） 5番 湯本晴彦。

それでは、委員会の審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和4年3月18日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

総務産業常任委員長 湯本晴彦

1. 委員会開催月日 令和4年3月14日
 2. 開催場所 第1・2委員会室
 3. 審査議案
 - (1) 議案第8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第9号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定について
 - (6) 議案第13号 山ノ内町有線放送電話事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
 - (7) 議案第14号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - (8) 議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (9) 議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - (10) 議案第17号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - (11) 議案第18号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (以上11件 令和4年3月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

審査経過の補足をさせていただきます。

まず、議案第8号ですけれども、山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、会計年度任用職員も含めた職員の新しく職務に就くときの宣誓書への押印のことについてです。

この押印は、本人のサインがあればよいということで、行政手続の簡素化の意味で押印を省きます。手続の簡素化は必要ということと、宣誓書は省いても何ら問題ないということから全会一致で可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第9号ですけれども、これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律というのが廃止され、個人情報の保護に関する法律というのに統合されたことにより、表記を変えたものであります。全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号ですけれども、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ですが、人事院勧告により期末手当を0.15か月引き下げる条例になります。12月と6月で0.075か月ずつ引き下げます。また、令和3年度の12月分は令和4年度6月分で調整するという特例措置が盛り込まれております。

なお、会計年度任用職員に関しては、その年度ごとでの条件での採用なので、令和4年度から下がりますが、令和3年度は影響しません。これも全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第11号ですが、今度は特別職になりますが、国家公務員の特別職の給与の一部改正に合わせる形で、特別職職員の期末手当を0.1か月下げるものです。また、これと同時に学校医と学校歯科医について、18万5,000円から18万6,000円に変更するものです。

これは、昨年からはほかの市町村では変更が出ており、山ノ内は中高医師会の管轄ということで、中野市がここで変えるというタイミングとなりまして、それに合わせた形で変更となりました。全会一致で可決すべきものと決定しました。

次の議案第12号、第13号、第14号は、全て有線放送電話事業が平成31年3月31日をもって終了し、令和3年度で全て施設撤去も完了したことから、有線放送事業に関するものを廃止または削除したものであります。全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第15号ですが、山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正ですけれども、従来の体験住宅の利用日数というのが7日から30日以内となっておりましたが、これだと長過ぎて利用する人の数が多くできないということと、それと4日からだと土日プラス平日2日ということで体験がしやすいという意味で、利用促進にもつながることから、日数を4日から14日以内へ変更するものです。

これに関しては、実際に運営上でもそのような希望が出ていたり、2週間あれば体験としては十分ではないかという現状に合わせているものだというので、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次の議案第16号ですが、山ノ内町防災会議条例の一部改正ですけれども、防災会議に関しましては、国の災害対策基本法第16条において、都道府県のものに合わせるということがうたわれており、長野県の防災会議の条例に合わせることからの改正であります。実際は第3条の第5項のうち、(1)の指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者と、(2)の陸上自衛隊員の隊員のうち町長が任命する者という2つの項目が増えました。

また、それに伴って人数が増えることから、定数を35人から40人以内にするというのに変更するものであります。現実的には既に、陸上自衛隊の方などが防災会議に入っておりますので、この変更によって、新たに追加に当たる人に関しては、(1)の指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者として、信越総合通信局長、北陸地方整備局千曲川河川事務所長、長野運輸支局長、長野気象台長の4名になり、従来の32名体制から36名体制になるというのが想定されているということです。

それと、国民保護計画の協議会とメンバーをそろえるという意味もあって、今回の改正になりました。これも全会一致で可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第17号の消防団員等の公務災害補償条例の一部改正ですが、この条例改正は、日本政策金融公庫から借入れをする際に、傷病補償年金や遺族補償を担保に入れることができたのを、国からの指導により、令和4年4月1日からはできなくなるというものよっての改正になります。これまで担保に入れていたケースは従来どおり継続することはできます。

なお、実際に山ノ内ではこういった事例はございませんでしたので、以上のことから全会一致で可決すべきものと決定しました。

最後の議案第18号でございますが、国民健康保険税条例の一部改正ですけれども、国の法改正によって子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子供の均等割保険料を軽減するというのが主な改正内容です。方法としては、未就学児の均等割分を5割軽減します。財源は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の公費負担です。試算としては総額で約60万円ほどになり、その4分の1が町の負担となりますので、約15万円ほどの公費負担となります。

なお、対象人数は77人としております。こちらも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で補足を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第8号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第8号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の

制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第9号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第10号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第13号 山ノ内町有線放送電話事業特別会計条例を廃止する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第14号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第17号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第18号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

12 議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

13 議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議長(高山祐一君) 日程第12 議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13 議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る3月7日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇)

社会文教常任委員長(白鳥金次君) 3番 白鳥金次。

それでは、報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和4年3月18日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

社会文教常任委員長 白鳥金次

1. 委員会開催月日 令和4年3月14日

2. 開催場所 第3・4委員会室

3. 審査議案

(1) 議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件 令和4年3月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第19号、議案第20号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の内容につきまして、若干説明をさせていただきます。

議案第19号につきましては、ここで須賀川ふれあいセンターが開所するに当たり、北部公民館をふれあいセンター内に移すものです。また、位置について、現地番に合わせ改正するものです。全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号につきましては、須賀川ふれあいセンターを新たに付け加えることと、位置について現地番に合わせ改正するものです。全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(高山祐一君) これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第19号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第19号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 14 議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算
 - 15 議案第22号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 16 議案第23号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 17 議案第24号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 18 議案第25号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 19 議案第26号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 20 議案第27号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算

議長(高山祐一君) 日程第14 議案第21号から日程第20 議案第27号までの7議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長小林元広君議題を朗読する。)

議長(高山祐一君) ただいまの7議案につきましては、去る3月7日の本会議において予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

徳竹予算決算審査委員長、登壇。

(予算決算審査委員長 徳竹栄子君登壇)

予算決算審査委員長（徳井栄子君） 12番 徳竹栄子。

それでは、令和4年度予算7議案の審査結果につきまして、ご報告申し上げます。

審査日程を3月8日から11日までの4日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会での審査を行いました。審査では、令和3年度予算に付した部会意見に対する現況報告をいただき、審査に入りました。町職員の皆様には審査における丁寧な説明と詳しい資料を提供して頂いたことに感謝申し上げます。今後に向けてのご協力を改めてお願いいたします。

審査の概要ですが、3月10日に予算決算委員会全体会議において採決を行いました。採決の結果、7議案のうち議案第21号、22号、24号の3議案は賛成多数で、ほかの4議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

なお、報告書の1. 審査月日から5. 経過につきましては、報告を省略させていただきますが、提出いたしました報告書に基づきまして、会議録への記載をお願いいたします。

報告書を朗読いたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和4年3月18日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

山ノ内町議会予算決算審査委員会
委員長 徳竹栄子

1. 委員会開催月日 令和4年3月8日・9日・10日・11日
2. 開催場所 役場委員会室
3. 審査議案
 - (1) 議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算
 - (2) 議案第22号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - (3) 議案第23号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - (4) 議案第24号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - (5) 議案第25号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - (6) 議案第26号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - (7) 議案第27号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算

(以上7件 令和4年3月7日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、常任委員会の組織をもって2部会とし、次の担当区分により部会ごとに関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、十分審査の上、部会ごとに意見をまとめ、正副部会長会議、さらに全体委員会をもって討論し結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

(1) 第1部会 (部会長 湯本 晴彦)

議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算

議案第25号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算

議案第26号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算

議案第27号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算

(2) 第2部会 (部会長 白鳥 金次)

議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算

議案第22号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第24号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算

6. 結果

(1) 審査区分 議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

続いて、予算審査におきまして意見を付しておりますので、ご報告させていただきます。

意見

《共通》

○地域おこし協力隊員が意欲的に活動でき、定住もしやすい環境整備につとめること。

《総務費》

○地域公共交通は利用者のニーズに応える運行につとめること。

《民生費》

○「福祉事務所未設置町村による相談支援事業」は、関係機関と連携して万全を期すこと。

○子育て世代包括支援施策は、妊娠期から子育て期にわたり総合的におこなうこと。

《衛生費》

意見なし

《農林水産業費》

○農地情報管理・公開システムの有効活用につとめること。

○森林経営管理基金を活用し、計画的な森林整備をおこなうこと。

《商工費》

○新型コロナウイルス感染症対策支援事業には積極的に取り組み、地域経済の回復と発展につとめること。

○時代に即した観光情報発信に積極的に取り組むこと。

《土木費》

○危険な空家が増えないように対策につとめること。

○湯田中温泉公園整備は周辺環境の利活用をあわせて検討すること。

《消防費》

意見なし

《教育費》

○統合小学校建設に向けた調査には万全を期すこと。

○総合型地域スポーツクラブ設立に向けては、課題を明確にしてすすめること。

- (2) 審査区分 議案第22号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○基金を活用し、被保険者の負担軽減につとめること。

- (3) 審査区分 議案第23号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

- (4) 審査区分 議案第24号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

- (5) 審査区分 議案第25号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○適切なストックマネジメントにつとめること。

- (6) 審査区分 議案第26号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

- (7) 審査区分 議案第27号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○新東部浄水場の建設と運用には万全を期すこと。

【総括意見】

2年間にわたる新型コロナウイルスとの闘いも、3回目のワクチン接種開始や治療薬の開発も進み、ようやく打開に向け光明が見えはじめ収束に期待をしていたが、11月に変異したオミクロン株の突然の出現による感染拡大はいまだに猛威をふるっており収束が見えない。3年目に突入したコロナ禍、特に当町の基幹産業である観光は企業の維持・継続さえが難しい深刻な状況となっている。

また、令和3年12月からの冬は豪雪となり、農業施設などの被害も発生。さらにロシアのウクライナ侵攻により食料品・燃料などの価格高騰に加え生活費の負担増に追い打ちをかける状況になり町民の生活に大きな影響と打撃を与えている。

このような厳しい経済情勢のもと、第6次町総合計画の2年目となる令和4年度一般会計予算額は79億8,814万円で、6年連続70億円を超える大型予算となっている。

- (1) 歳入について

歳入全体の20.5%を占める町税は3億6,300万円（前年度比28.7%）増の16億2,778万円を見込んでいる。主な理由としては、町税の6割を占める固定資産税で、国の新型コロナ対策としておこなった軽減措置がなくなったことによる。

また町税の約3割を占める町民税では、コロナ禍の影響が懸念されるが一部持ち直しの動きもあることから6,840万円（前年度比15.8%）増の5億250万円を見込んだことによる。

入湯税では、善光寺御開帳開催などを踏まえ600万円（前年度比12.8%）増の5,300万円を見込んでいる。厳しい経済情勢のなか、納税者には柔軟な対応のもと税収確保につとめられたい。

町債は、新東部浄水場建設に係わる出資債の影響により2億9,360万円（前年度比41.5%）増の10億60万円としている。また、主な内訳として、過疎対策事業債は社会体育館解体事業、道路改良事業、アレルギー対応の給食センター整備事業などがある。

（2）歳出について

歳出では、26項目の新規事業と24項目の拡充事業を計上されている。

産業分野の観光振興ではサイクルツーリズムの推進、新型コロナ対応事業者支援、観光組織維持支援など、観光産業の復活につながることを期待したい。

農業分野では、ブドウ棚設置費への補助を行う産地パワーアップ事業、収入保険掛金補助、農業経営雇用促進事業など農業従事者の経営安定につながるものと評価する。

福祉分野では、福祉事務所未設置町村による相談支援事業でコロナなどによる相談窓口設置は生活困窮者の心配事や生活の不安解消につながるようにつとめられたい。

教育・文化分野では、小学校1校統合に向けた統合小学校建設調査経費、総合型地域スポーツクラブ設立に向けた準備など、将来を担う子ども達の学習環境整備、地域スポーツの体制づくりには熟慮断行につとめられたい。

都市基盤・生活環境分野では、橋梁長寿命化工事や新東部浄水場建設事業、湯田中温泉公園整備に向けての社会体育館解体工事など、国民の暮らしの安心安全な住みよい環境整備は必須であり評価したい。

（3）まとめ

新型コロナウイルスの影響で疲弊した状況を早く克服し、第6次町総合計画イノベーション戦略プラン2.0（重点施策）の取り組むべき人口減少・少子高齢化対策や地域資源を活用した産業活性化などの持続可能な郷土（まち）を達成するための取り組みを着実に推進するには、限られた財源を効率的、効果的に「賢く支出」することが今後も必要である。

町民、行政、議会も住みよい町にしたいという思いは「千古不易（せんこふえき）」変わることはない。

以上です。

議長（高山祐一君） これより、予算決算審査委員長から報告のありました7議案に対し、一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 議案ごとに討論、採決を行います。

議案第21号について、討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

（8番 渡辺正男君登壇）

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男。

議案第21号 令和4年度一般会計予算に対し、反対の立場から討論いたします。

歳入歳出予算総額は79億8,814万円と大型予算となっています。令和4年度の予算は、いまだ終息を見通せない新型コロナウイルス禍の中で痛めつけられている町民の暮らし、なりわいをしっかりと支え、守り、将来に明るい希望の持てる予算でなければならないと思います。

そうした観点から、本予算案を検証してみたいと思います。

まず、歳入ですが、町税は3億6,300万円、28.7%増の16億2,778万円で、国のコロナ対策による固定資産税の特例軽減措置が終了したことと、個人、法人町民税6,840万円、15.8%増を見込んだことが主な理由です。地域経済が一部持ち直しの兆候もあるとはいえ、厳しい環境は依然大きく変わっていない中で収納達成には不安が残ります。

ふるさと基金は3,000万円、11.1%増の3億円を見込んでいますが、3年度の現状の実績から見て、妥当な額と判断いたします。ふるさと基金繰入金は559万円増の1億6,720万円となり、43の事業に充てられますが、政策的予算の財源としてその依存度は年々高くなってきています。将来にわたって安定財源として位置づけることには若干の不安が残ります。

町債については、東部浄水場建設事業に対する出資債3億4,710万円、348.1%増の2億8,700万円が大きく影響して4年度末の町債残高は、2億4,296万円増の83億652万円に達する見込みです。必要な投資とはいえ、今後厳しい財政運営に迫られそうです。

歳出で評価できる点について申し上げます。

新型コロナ対応事業者支援給付金3,800万円は、国の事業復活支援金への町独自の上乗せであり、その効果に期待をいたします。

空家対策としての危険空家除却補助金創設も、町民の安心安全のためには時宜を得たものとして評価いたします。

新規の協働のまちづくり事業交付金30万円については、地域の助け合いに対する支援であり、今後、区等を通じた予算要望に応えられるように増額補正も期待したいと思います。

問題点についても指摘しておきます。

統合小学校建設調査費4,304万円については、先日の総合教育会議で基本方針の修正案が示されましたが、1校統合ありきの中学校敷地に建設の結論は、時期尚早と考えます。昨年開催された地区説明会には参加人数も少なく、統合への町民の理解が得られているとはとても思えません。

中学生にとっては、今の教育環境がベストであり、小学校と一緒にしてしまってもよくなるこ

となど一つもありません。小学校で近い将来複式学級出現が見込まれるのならまだしも、それぞれ伝統や地域性のある小学校3校をいっぺんに廃校にしてしまうようなことを急ぐ理由はありません。コロナ禍におけるパンデミックの危険分散、回避の観点からも、現状の学校体制のほうにこそ優位性があります。8年度統合は見直されましたが、今後じっくりと検討を重ねて、本当に子供たちの教育環境にとって最良の方策は何なのか、賢明な結論を導き出していただきたいと思います。

国による強引なマイナンバーカード普及促進も賛成できません。何でもかんでもひもづければ便利になるというものではありません。デジタルトランスフォーメーションの名の下に監視社会への道をひた走る今の流れには危機感を覚えます。

社会体育館解体に伴う湯田中温泉公園基本計画策定100万円については、5年度に公園整備1,000万円の財源全額を過疎債で充てることとしていましたが、公園規模が小さ過ぎることから過疎債は認められないという結果になってしまいました。新たな財源として県の街並み環境整備補助金の活用で計画は練り直しの1年先送りとなりました。そもそも社会体育館解体が最優先で、公園整備はそのための口実というのが本音ではなかったのでしょうか。社会体育館は平成16年に使用停止になってから既に18年。繰り返しますが、町立体育館のない町になって18年です。解体は決まっても新たな構想なし、総合型地域スポーツクラブ設立に向けて新年度545万円も予算計上している町がこんな状態でいいとお考えなののでしょうか。平成30年度策定のスポーツ推進計画にあった新たな社会体育館について、具体的な検討を進めますは何だったのでしょうか。真摯な対応を求めたいと思います。

コロナ禍の終息はまだまだ先のこともかもしれません。町当局には感染拡大の徹底した抑え込みと、疲弊した町内産業の立て直しに全力で立ち向かっていただくことを強く要望し、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

4番 山本岩雄君、登壇。

（4番 山本岩雄君登壇）

4番（山本岩雄君） 4番 山本岩雄です。

令和4年度山ノ内町一般会計予算について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和4年度の一般会計は、町の第6次総合計画の2年目に当たり、着実に事業を推進していくことが求められます。いまだ終息が見えていない新型コロナウイルス感染症による経済と生活へのダメージが厳しい町の財政状況のある中、重点的かつスピード感を持った事業推進が必要です。

令和4年度の一般会計予算に盛り込まれた個々の事業について、私なりの視点で見ると、産業活性化では環境事業として最近急速に需要が高まっているE-b i k eを新たに導入してサイクルツーリズムを推し進めようとしています。

また、コロナ禍で打撃を受けている観光関係者を支援するための組織維持支援に関する補助事業も計上され、町の観光事業を守ろうとしています。

農業ではブドウ棚の設置補助を行う産地パワーアップ事業や、昨年新設された収入保険掛金補助事業も継続されています。

また、福祉事業では1人当たり5万円の寝たきり老人等介護者慰労金、福祉乗り物補助金給付など、障害者や高齢化社会への対応にも取り組んでいます。

教育費としては、小学校1校統合に向けた統合小学校調査費用として4,300万円ほどが計上され、中学校敷地内を念頭に統合に向かって動き始めました。

文化財保護費では、県の補助事業を活用した佐野遺跡の遺物再整理のための経費が引き続き計上され、文化財に対する施策を進めようとしています。町の文化財的財産を保護・保全していくことは、とても大切なことだと思います。

また、総合型地域スポーツクラブ設立に向けて準備を開始するべく、総合型スポーツクラブ設立準備委員会補助金として1,200万円が計上されています。

学校給食では食物アレルギーに対応するための調理場所設置に関わる工事費が計上され、食の面から子供たちの成長を見守ろうとしています。

都市基盤生活環境においては、橋梁長寿命化工事や新東部浄水場の建設事業、水源整備計画による水源の整備事業など、生活の根幹を守る事業にも取り組んでいます。

さらに、懸案であった社会体育館の解体を行い、さらに周辺を整備して湯田中温泉公園整備にも取り組もうとしております。

消防費では、消防団の組織改正に伴う経費や、軽積載車への小型ポンプ昇降装置設置費用、さらには1,800万円の防火水槽建設費用が計上されています。松籟荘の焼失や住宅火災による犠牲者のことを鑑みると、安心安全な生活には必須なことです。

このように、個々の予算立てについてみると、その規模には大小がありますが、いずれも町民の生活に直結した必要かつ大切な事業計画となっています。町民のために町がこれまで様々な事業を執行されていることは承知しておりますが、限られた財源を有効に活用し、様々な行政課題に対して迅速かつ着実に、さらなる対応をしていただけるよう要望して、賛成意見とさせていただきます。

議長（高山祐一君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立9人で多数です。

したがって、議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号について、討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

(8番 渡辺正男君登壇)

8番(渡辺正男君) 8番 渡辺正男。

議案第22号 令和4年度国民健康保険特別会計予算に対し、反対の立場から討論します。

まず、予算編成の鍵となる歳出の県への事業費納付金は4億1,122万円で、対前年度比1,644万円、3.84%の減となっていますが、これは前年度県から示された納付金仮算定額に2%を上乗せした額を計上していたためであり、実際には、令和3年度の納付金は4億960万円でしたので、令和4年度はほぼ前年度並みということになります。

令和4年度今回の予算は、保険税据え置きを前提に組まれた予算となっています。基本的には前年度同様、基金活用での被保険者の負担軽減や、3方式への移行に向けての段階的資産割見直しにも踏み込んでいません。

昨年9月議会での私の令和2年度決算に対する反対討論の中で3点指摘したんですが、①県の事業費納付金を2%増しで算定することは止めること、②保険税の予定収納率を国の推奨値である97%で算定すること、③子供を産めば産むほど税負担が増えるような子育て支援にも逆行する均等割課税を国の改定のタイミングに合わせ、町の独自上乗せを検討することの3点を求めました。

今回①の2%上乗せについては改善していただいたようで、その点は評価したいと思います。しかし、②の予定収納率については、前年度と同じ94.6%で算定されていますが、令和2年度の徴収率は95.7%と1.1%上回る結果となったにもかかわらず、見直しをされませんでした。

何度も言いますが、国の基準の97%で試算するのと、94.6%で試算するのでは約800万円の違いが出ます。これは本来被保険者が負担すべき保険税額にいわれのない800万円分が上乗せされているということであります。こんなことは即刻改めるべきであります。

③の均等割見直しですが、今回77人分を見込み60万円が計上されました。これは国の改定の未就学児のみの半額軽減です。均等割というのは他の医療保険にはありません。子供を産めば産むほど税金が高くなるという国保にしかない人頭税とも呼ばれるような、均等の名におよそ値しない不平等な制度です。

今議会の一般質問でも提起しましたが、木曽町のように、子育て世帯医療保険均等割支援金年1万2,000円給付、これを18歳まで当町でも実現しようとするなら、あと、約300人分360万円あればできます。先ほど指摘しました予定収納率上乗せの800万円があれば、18歳までの全員を無料にすることもできるはずです。早急な検討を求めたいと思います。

基金残高については、現状2億4,590万円で、運営主体が県に移行した平成30年度から減っ

ていません。今議会での令和3年度補正でも基金繰入れは、3,560万円減額で僅か17万円になり、金利分の18万円積立てがあるので、実質はゼロとなりました。決算時には多額の積立てになる可能性もあります。今回令和4年度予算でも2,660万円の取り崩しを見込んでいますが、これは全くあてにならないと指摘をしておきます。

県一本化の中で、県への事業費納付金額に応じた保険税改定だけしかしないのなら、基金は全く必要ありません。そのことは、この4年間の会計の動きでますます明らかになったと思います。被保険者1人当たり7万円以上にも膨れ上がった基金は、速やかに保険税負担軽減に充てるべきであります。

以上を申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

議長（高山祐一君） 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論を終わります。

議案第22号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立9人。

したがって、起立9名で多数です。

したがって、議案第22号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、議場内換気のため暫時休憩します。

午後3時10分より再開します。よろしくお願ひします。

（休憩） （午後 3時03分）

（再開） （午後 3時10分）

議長（高山祐一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第23号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第23号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号について、討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

(8番 渡辺正男君登壇)

8番(渡辺正男君) 8番 渡辺正男。

議案第24号 令和4年度介護保険特別会計予算に対し、反対の立場から討論いたします。

令和4年度は第8期2年目の予算となります。保険給付費は17億4,587万円で対前年度比4,363万円、2.56%の増となっています。今議会で補正のあった令和3年度は、保険給付費を550万円増額しましたが、基金からの繰入れは2,305万円減額し3,310万円とするという内容でした。何か釈然としません。

昨年3月議会を振り返ってみたいと思います。

令和3年度介護保険特別会計反対討論の中で、私は今議会補正、これは令和2年度の補正ですが、今議会補正では基金を4,338万円取り崩して、1億7,584万円残るということになっていますが、保険給付費の減額補正と歳入の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の補正との間に不自然な点があり、最終的には基金取り崩し不要となる可能性もあると思われますと指摘させていただきました。結果はどうだったでしょうか。

昨年9月の決算では、最終的に4,338万円の取り崩しどころか、逆に400万円ほどの積立てに転じ、基金残高は2億2,106万円に膨らみ、繰越金も4,100万円以上計上することとなりました。今議会で示された令和3年度補正も昨年同様に不自然な点があり、決算でどうなるのか注視していきたいと思います。

第8期は、保険料据え置き3か年で1億5,000万円基金を取り崩す計画となっていますが、昨年も指摘したとおり、その前提だと保険給付費が6億5,200万円増えなければ、1号被保険者23%負担のルールからいって帳尻が合いません。しかし、第8期は計画どおりにいったとしても、3年間で49億240万円と第7期に対して2億円ほどの伸びしか見込まれていません。

被保険者が4,900人、要介護認定者数が900人でほぼ変化なく推移することを考慮すると、この2億円の伸びですら怪しいと言わざるを得ません。

しかも令和3年度は、基金3,310万円取り崩しとしましたが、令和2年度決算で既に基金残高見通しとは約5,000万円の乖離が発生していますので、現時点で約7,000万円の金余り状態ということになります。いずれにしても第8期は、またまた多額の基金を残す結果となりそうです。

令和2年度末、基金は被保険者1人あたりに換算すると、4万5,000円になり、4,100万円という多額な繰越金も入れると5万3,500円1人あたりにもなります。これらは、1号被保険者の皆さんの収め過ぎた保険料にほかなりません。それは皆さんの痛みそのものです。第8期介

介護保険料はこれまでの反省に立ち、保険給付費の正確な現状把握と将来見込みの精査、基金の活用で大幅な保険料引き下げができたはずですが、実際全国1,571の市区町村と広域連合のうち、239これは約15%であります。そこでは引下げが行われました。当町の据え置きは返す返すも残念でなりません。

一向に収束の気配を見せないコロナ禍の中で、被保険者の皆さんは介護サービス利用も抑え気味にならざるを得ないという不安と苦しみの中にいます。町当局にはこうした被保険者の皆さんに寄り添い、たまり過ぎた基金を活用して、介護保険料の大幅な負担軽減に真摯に取り組まれることを強く要望し、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論を終わります。

議案第24号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高山祐一君） 起立9名で多数です。

したがって、議案第24号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第25号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第25号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第26号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第27号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

21 陳情第1号 「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」採択を求める陳情書

議長(高山祐一君) 日程第21 陳情第1号 「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」採択を求める陳情書を上程し、議題といたします。

ただいまの陳情につきましては、去る2月28日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

白鳥社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 白鳥金次君登壇)

社会文教常任委員長(白鳥金次君) 3番 白鳥金次。

それでは、報告いたします。

令和4年3月18日

山ノ内町議会議長 高山 祐 一 様

社会文教常任委員長 白 鳥 金 次

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第1号
2. 受理年月日 令和4年1月14日

3. 件 名

(陳情第1号) 「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」採択を求める陳情書

陳 情 者 中野市三好町一丁目4番6号

公益社団法人 中野広域シルバー人材センター

理事長 湯本 静雄

4. 付託年月日 令和4年2月28日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定

ここで、審査の過程を若干説明させていただきます。

令和5年10月より、消費税法改正で適格請求書等保存方式(インボイス制度)が施行されます。現在シルバー人材センターが会員に支払う分配金には、消費税も含めて支払っています。この制度が施行されるとセンターは会員が課税事業者となった上で、適格請求書を発行していただくことで仕入れ税額控除ができるのですが、会員は個人事業主で課税売上が1,000万円以下の事業者により、引き続き、免税事業者として就業が予想されます。

ここで問題点は、センターは会員としてしか取引できない機関でありますので、仕入税額が控除できないことにより、預かり消費税、会員の分配金に含まれている分も含めて納税しなければならないこととなり、その財源確保が問題となっています。

委員会の中では、数多くの質問や意見が出ました。意見として、インボイス制度導入そのものがいかなるものか、また、今まで会員が受けていた益税を鑑みて、センターと会員が十分協議し、納税義務を再考していただくことが肝要との意見などがありました。

当委員会として採決した結果、賛成者が少数でありましたので、不採択すべきものと決定いたしました。皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(高山祐一君) 委員長報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、社会文教常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

2番 湯本るり子君、登壇。

(2番 湯本るり子君登壇)

2番(湯本るり子君) 2番 湯本るり子です。

シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書について、不採択の委員長報告に対し反対の討論をいたします。

私が一般質問でインボイス制度について質問したところ、町税務課長は、シルバー人材センターで働く方は個々が個人事業主として請負人契約で働くため、その報酬配分金というようなことになるので、その中に消費税が含まれているものと思われます。しかし、その個人が年間1,000万円以下の売上高だと免税事業者となって、結果として現在消費税を納税しない方が多

いのではないかと想像されます。インボイス導入後も同様に1,000万円以下の売上高だと免税事業者となりますので、そういった人には影響はないものと思われそうですとの答弁でした。

しかし、会員からインボイスをもらわないとシルバー人材センターは現在支払っている消費税のほかに、会員分の消費税を控除できず支払うこととなります。そうすると、シルバー人材センターが運営できなくなってしまう。

一方、会員がインボイスを発行するためには、個人事業主として登録事業者にならなければなりません。そうすると、1,000万円以下でも消費税を払うこととなります。今、シルバー人材センターに加入している会員数は、令和2年の調べで全国でおよそ72万人、団体数は1,335団体、契約金は3,036億円、1人当たりの年平均請負高は43万4,700円となっているそうです。これは、広域社団法人全国シルバー人材センター事業協会調べの数字です。1人当たり年間収入が税込みで43万円という零細な高齢者に善意と生きがい、地域への奉仕精神で働いている皆さんに消費税の納税をせよというわけであります。

1人当たりの消費税の納税額は、簡易課税を選択したとしても1万9,500円になります。この納税のために税務署に事業者登録番号をもらい、そして、番号付きの正規の請求書を発行し、それを7年間保存し、毎年消費税の申告納税をする、そんなことになれば恐らくシルバー人材センターから脱会する高齢者が続出するに違いありません。ですからシルバー人材センターの陳情の趣旨はよく分かるわけです。

消費税をもらっているんだから、払って当然ではないかという方がおられますが、適格請求書、適格領収書がなくても仕入税額控除ができる課税事業者は多くあります。例えば、農協の共選所への果樹販売は必要がありません。また、簡易課税選択事業者の場合でもそうなります。ですから、これは不公平であり矛盾です。

こんな問題だらけの制度を来年の10月から導入するというようなことは大問題です。私たち共産党は、新型コロナ危機の長期化などで経済悪化が進む中、消費税インボイス制度を導入すれば倒産や廃業の増加は明白だとして、同制度の導入中止と消費税率5%引き下げを求めています。

したがって、公益財団法人中野広域シルバー人材センターの陳情は採択すべきものだと考え、不採択の委員長報告には反対をします。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第1号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長(高山祐一君) 起立3人で少数です。

したがって、陳情第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」採択を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

22 陳情第2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情

議長(高山祐一君) 日程第22 陳情第2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情を上程し、議題とします。

ただいまの陳情については、去る2月28日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長(湯本晴彦君) 5番 湯本晴彦。

それでは、陳情審査について報告いたします。

令和4年3月18日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

総務産業常任委員長 湯本晴彦

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第2号
2. 受理年月日 令和4年2月7日
3. 件名
(陳情第2号) ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情
陳情者 中野市西条1008番地
北信地区労働組合会議
議長 山本兼也芽
4. 付託年月日 令和4年2月28日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

審査経過について補足説明いたします。

最近は、ウクライナ情勢に目を奪われておりますが、昨年2月1日にミャンマーでは軍事

クーデターが起きました。これにより、民主化に進んだミャンマーがまた軍事政権に戻ってしまい、今もなお武力による弾圧が進んでおります。今回のミャンマーにおける軍事クーデターに関しては、軍事力を行使するということが大いに非難すべきことであり、多数の死傷者や拘束者、避難民が出ることは、国としてあるまじきことであります。

当議会としても、民主化の早期回復を願うだけでなく、ミャンマー国軍指導部に対して、民間人への残虐行為の即時停止や、不当に拘束された国内外の人々の即時解放などのために、国の外交努力とともに、避難民に対する緊急支援などを国に強く求めたいと思います。

よって、この陳情を採択すべきものとして、全会一致で決定いたしました。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、陳情第2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

23 発委第1号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出について

議長（高山祐一君） 日程第23 発委第1号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇）

総務産業常任委員長（湯本晴彦君） 5番 湯本晴彦。

発委第1号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和4年3月18日提出

総務産業常任委員長 湯本晴彦

令和4年3月 日議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書

我が国は、ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）に対し、政府開発援助（ODA）を通じ、民主化や経済発展のための取組を全面的に支援してきた。このような中、昨年2月1日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、同国の民主化への努力と期待を踏みにじるものである。

また、クーデター以降、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、国軍及び警察による暴力によって、多数の死傷者、拘束者及び避難民が発生している状況は断じて受け入れ難く、強く非難するものである。

この事態に対し、人間の安全保障を外交の柱とする我が国は、ミャンマーに対する最大の援助国である立場を生かし、国際社会とも連携しながら、ミャンマー国民の自由と人権をとりもどすための取り組みを積極的に進めていくことが求められる。

よって、本議会は、国会及び政府において、あらゆる外交努力を尽くし、ミャンマー国軍指導部に対し、民間人への残虐行為の即時停止、不当に拘束された国内外の人々の即時解放、民主的な政治体制の早期回復等を求めるとともに、避難民に対する緊急支援の提供やミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

内閣総理大臣 様

内閣官房長官 様

外務大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 高山祐一

以上です。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、発委第1号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

24 発委第2号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第24 発委第2号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

布施谷議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 布施谷裕泉君登壇）

議会運営委員長（布施谷裕泉君） 6番 布施谷裕泉です。

発委第2号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
当議会は、「議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を、別紙のように制定するものとする。

令和4年3月18日提出

山ノ内町議会運営委員長 布施谷 裕 泉

令和4年3月 日議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国家公務員の特別職の給与の一部改正に合わせ、期末手当を0.1か月分引き下げる内容の町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正が本議会において可決されたことにより、町議会議員についてもこれに準じ、条例を改正するものであります。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、発委第2号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

25 発委第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議する決議について

議長（高山祐一君） 日程第25 発委第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議する決議についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

布施谷議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 布施谷裕泉君登壇）

議会運営委員長（布施谷裕泉君） 6番 布施谷裕泉です。

発委第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議する決議について

山ノ内町議会会議規則（昭和62年山ノ内町議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年3月18日提出

山ノ内町議会運営委員長 布施谷 裕 泉

令和4年3月 日議決

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一

それでは、提案理由を申し上げます。

本年2月、ロシアのウクライナへの軍事侵攻は多くの市民が犠牲となるなど断じて容認できない暴挙であります。我が山ノ内町議会も強く抗議するため、今回の決議をご提案するものであります。

決議文（案）を読み上げさせていただきます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議する決議（案）

去る2月24日のロシア、プーチン政権によるウクライナへの軍事侵攻は、武力行使を禁止した国連憲章に対する重大な違反であり、断じて容認することはできない。

またプーチン大統領は核保有国であることに言及しながら核兵器の使用を示唆するなど、ウクライナ及び周辺諸国を威嚇していることは、世界秩序を危うくするもので、これまた断じて許すことのできない行為である。

さらに3月4日未明、稼働中の原発施設をミサイル攻撃によって制圧するなど極めて危険な戦闘をエスカレートさせていることは被爆国の国民として看過できない。

山ノ内町は、「平和の町宣言」を始め、平和を祈念する「世界平和大観音」や他に先駆けて「原爆の火」を灯すなど「平和」をことさら大切にしてきた町であり、「日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書」も提出した町でもある。

よって、山ノ内町議会はロシアに対し、即時無条件でウクライナにおけるすべての軍事行動の停止と、ウクライナからのロシア軍の即時撤退を求める。

また、我が国政府においては現地在留邦人の安全確保につとめるとともに、国際社会と緊密に連携し、世界平和の実現に向けた万全の策を尽くされるよう強く要請する。

以上のとおり決議する。

令和4年3月18日

山ノ内町議会

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、賛成者の発言を許します。

2番 湯本るり子君、登壇。

（2番 湯本るり子君登壇）

2番（湯本るり子君） 2番 湯本るり子です。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議する決議案に賛成の立場で討論します。

今のウクライナの現状は、私はちょっと言葉が出ません、悲しくて。プーチン政権は何でこんなひどいことができるんだろう、子供たちまで殺して。それを世界中がニュースで見なきゃいけないというつらさです。

ロシアのプーチン政権は、ウクライナに侵攻を始めて3週間無差別攻撃を激化し、この侵攻を正当化する主張を繰り返しています。3月17日の信濃毎日新聞の記事によれば、ロシアはウクライナ軍と新ロシア派武装勢力が戦闘していた東部ドンバスでロシア系住民が虐殺されていると主張、しかし、現地で冷戦を監視する欧州安保協力機構OSCEや国連機関は虐殺があったとは一度も認定していない。

また、ロシアのラブロフ外相は、マリウポリの産科・小児科病院が爆撃を受けたことも、病院から妊婦や看護師が追い出され、過激派の拠点になっていたと強弁したが、妊婦や子供の死亡が確認されているなどなど、嘘の情報を発信続けていると書かれています。

今も連日住宅などが標的にされ、16日には、市民の避難場所として使われ1,000人以上が避難していた劇場がロシア軍の空爆で破壊されたとのこと。既に2,000人以上の一般市民が死亡しています。とてもニュースを見ていられません。プーチン政権は何でひどいことをするんでしょう。

このような現実の中で戦争は絶対いけない、ウクライナへのロシアの軍事行動を即時停止するよう求めるものです。日本でも、核兵器には核兵器を、9条改憲とかいう政治家がいますが、それは戦争につながる道です。もう、戦争してはなりません。今回、その思いをさらに強くしました。

ですから、この決議案に賛成します。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、発委第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議する決議については、原案のとおり可決されました。

26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

28 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

29 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(高山祐一君) 日程第26から日程第30までの5件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長小林元広君議題を朗読する。)

議長(高山祐一君) 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長(高山祐一君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(高山祐一君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は2月28日から本日までの19日間の会期でありました。一般質問においては6名の議員が登壇され、新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種対応、産業振興、学校教育など町の諸課題について様々な見地から活発な論戦が展開されました。

議案審議では、令和4年度当初予算や令和3年度補正予算をはじめ、条例の改正など数多くの重要案件についてご審議をいただきました。とりわけ、新年度予算の審査に当たりましては、

予算決算審査委員会において慎重かつ真剣に審査をいただき、厚く御礼申し上げます。

提出されました審査意見はもとより、本会議・委員会での意見や提案につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

可決した予算がより効果が上がり、住民益をもたらすよう町、議会、そして住民が一体となってまちづくりが推進されますようお願い申し上げます。

1月27日から長野県にも適用された新型コロナウイルスまん延防止等重点措置は3月6日に解除されましたが、依然として感染警戒レベルは高い状況です。3回目のワクチン接種も順調に進んでおりますが、年度末・年度始めで人の移動も多い時期でもありますので、お互いに気を引き締めて予防対策に努めたいと思います。

本日ここに、無事閉会を迎えられることを改めて感謝申し上げますとともに、議員・理事者・管理職各位に重ねて御礼申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（高山祐一君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 令和4年第2回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は2月28日から19日間の会期中、2日間の一般質問では新型コロナウイルス対策や学校教育関連など、活発なご意見とご議論をいただきました。また、令和4年一般会計予算をはじめ特別会計など、予算関連の議案、条例の改正など、全て議案を原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

丸2年余、新型コロナウイルス感染症に明け暮れている折、今年1月27日からまん延防止等重点措置が長野県として初めて適用されました。国・県・市町村が一体となって予防対策や経済対策などを行う一方、3回目のワクチン接種も順調に進み、一定の効果があり、3月6日で終了いたしました。東京都など18都道府県も3月21日で終了予定です。これからもコロナ対策を怠ることなく、アフターコロナ対策に期待し、町独自でも観光誘客に国・県観光団体と共に、善光寺御開帳など含め対応してまいります。

野猿のGPS取付事業を業者委託し、令和2年11月24日から安代地区で行ってきました。昨年7月から10月まで餌付けを行い、今年2月24日から3月5日まで捕獲し、大きな成果がありました。今後も鳥獣対策協議会として猟友会や関係地区の協力で積極的に行い、住民、観光客の安心安全、農作物被害防止に努めてまいります。

3月11日総合教育会議を開催し、未来ある子供たちに夢と希望のある小学校の素案をまとめご了承いただきました。今までの経過や現状、地域事情、諸要件など小学校適正規模、適正配

置の素案を基に、地区懇談会や基礎調査などを行い、貴重なご意見、内容精査をする中で、教育委員会でさらに慎重審議を重ねた結果、一つには、令和8年度をめどにしていたものを時期を明示せず、引き続き、慎重に協議すること、二つには、候補地を山ノ内中学校及び東小学校としていたものを山ノ内中学校とし、敷地の拡張や建物構造など十分検討し、小中一貫校を目指すなど、少子化の現状を踏まえ、未来ある子供たちの教育環境の整備を行政の責務として方針を定めてまいります。

3月16日、行政改革大綱の答申や本日議決いただいた令和4年度予算を基に、新年度の行政執行に当たります。行政は、最少の経費で最大の効果とされています。「不易流行」歴史や伝統を大切にしながら、時代やニーズに沿った改革を行い住民ニーズに応え、第6次総合計画「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」を目指してまいります。

3月16日には3小学校、3月17日には山ノ内中学校の卒業式も無事終了しました。コロナ禍のため十分な授業や諸行事などができなかったこともあったかもしれませんが、先生方も精いっぱい旅立つ子供たちへの心のこもった卒業式を挙行されました。特に山ノ内中学校の校訓「場を清め、時を守り、礼を正す」きっと生涯の思い出になり、また、人生の道しるべとして限りない未来に向かって立派に成長されることを願うものでございます。

消防団では、時代にマッチした安心安全なまちづくりの消防団改革を、検討に検討を重ねた新組織として4月1日より発足します。当町の消防団は住民、観光客の安心安全には欠かせない組織ではありますが、時代の流れもあり、団員不足は当町にとって同じであり、消防団使命や伝統も十分に踏まえたものとしてご理解・ご協力をお願いいたします。

若い頃から菅や角間にアトリエを持ち、町内を中心に絵画を描かれ、日展審査委員長を務め、文部大臣賞を受賞された三澤忠さんの個展が、4月16日から6月26日まで志賀高原ロマン美術館で開催されます。多くの皆さんに鑑賞いただけるよう準備をしておりますので、期間中ぜひお出かけいただきたいと思っております。

なお、今まで秋の志賀高原琵琶池100号サイズをご寄贈いただき、町長室通路に展示していましたが、新たに須賀川の風景100号サイズ2点や、冬の岩菅山15号サイズのご寄贈もありました。須賀川の風景はすがかわふれあいセンターのオープン記念に展示し、地元住民をはじめより多くの来館者に三澤先生の力作を鑑賞していただきたいと思っております。その旨、三澤先生にお伝えしたところ、ご本人からはオープン記念として大変光栄ですと恐縮されてございました。

ウクライナでのロシアの侵攻による悲惨な状況が連日報道されています。戦争の悲惨さ、核の恐ろしさ、平和の尊さを再認識し、他人事として傍観するのではなく、一人ひとりができることを行い、一日も早く平和な日常が戻るよう切望します。

なお、町、社会福祉協議会合同で役場庁舎玄関や、文化センター、道の駅、福祉センターなどに募金箱を設置し、日本赤十字社を通じ、ウクライナの被災者支援に協力してまいりたいと思っております。多くの町民のご賛同をいただき、たくさんの募金が集まることを期待しております。

のでよろしく願いいたします。

最後になりましたが、季節の変わり目、間もなく新年度を迎えますが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、町行政に対して従前にも増してご理解ご協力賜りますように、また、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（高山祐一君） これにて令和4年第2回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 4時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員